

養親さんにとっての母子面会交流

現在の特別養子縁組制度で母子面会交流をするとどうなるのか。しないとどうなるのか。具体的に想像しやすいよう養親さんの視点で解説してみることにしました

【 母子面会交流のない特別養子縁組の場合 長期的視点での解説 】

生母さんが特別養子縁組制度を利用して養育委託することを決定し 生母さんが母子面会交流をしない(closed adoption)ことを選択すると子供との接触はそこで終了します。生母さんは子供を支援者(医療機関・児童相談所・民間機関)に委託して離別し 子供は支援者に保護され一時的な養育が開始されます。生母さんは養親さんと面会することなく子供と離別します。生母さんは子供の委託に際し養親さんを選択することはできません。生母さんと養親さんの面会交流の協議はありません。

養親さんは支援者(医療機関・児童相談所・民間機関)から養育委託についての打診があります。受諾すると養育委託が始まります。支援者からの養育委託に至るまでの経緯について情報提供(ない場合もあります)があり 養育委託が開始すると所轄の家庭裁判所に特別養子縁組の申し立てを行います。審議中に生母さんの情報について閲覧請求ができますので この時期に入手できる限りの情報を入手しておきます。生母さんと養親さんはその後も面会交流することはありません。子供に安定した愛着形成とアイデンティティ形成を促すために 生い立ち教育 テリング life story work が必要になります。さらに養育に関わった生い立ち関連施設(生まれた医療機関 保護された施設)を訪問し母親の人柄や保護された後の養育について職員さんから話をしてもらい その子供独自の物語(ナラティブストーリー)を創る作業があります。これらの過程において愛着形成の障害やアイデンティティの形成障害が発生することがあります。その後子供が生母さんを探し始めるまで最低でも20年以上の別離が続きます。

20~30歳ぐらいになるとルーツ探しが始まります。ルーツ探しの開始前に支援者によるカウンセリングとゴール設定とシュミレーションがあります。その後 居住地が確定したら面会打診を行い面会に進みます。しかしあまりにも長期間に亘り生母さんと子供の交流が断絶しているため 生母さんのグリーフ(離別の悲しみや悲嘆)やトラウマ(心の傷)が癒されておらず生母さんの心の修復はかなり困難です。そのため面会が拒絶されたり早期に終了してしまうことがあります。あるいは子供が面会を希望する頃には既に生母さんが死去してしまっていることがあります。その場合子供の意向を汲んで孫が親探しを代行することがあります。

【 母子面会交流のある特別養子縁組の場合 長期的視点での解説 】

生母さんが特別養子縁組制度を利用して養育委託することを決定し 生母さんが養育委託後も母子面会交流をする(open adoption / semi-open adoption)ことを選択した場合 生母と養親候補者さんとの面談が始まります。支援者はあらかじめどのような面会交流にしたいのか生母さんから聞き取り調査をしています。要望に近い養親候補者を提示することになります。複数提示された場合 生母さんは面会したい養親候補者さんを自分で選択します。生母さんと養親さんの協議の結果 生母さんと養親候補者との間で交流に関して合意が成立すればその候補者が委託する養親さんとして決定します。合意に至らなければその養親候補者との委託は成立せず 生母は次の養親候補者との協議に入ります。いない場合は委託が成立しません。

生い立ちの授業は生母さんからのお話が基本の骨格になります。生母さんは子供が傷つかないように話を工夫して養親さんに（あるいは子供に）説明してくれます。けれども養親さんは面会交流する/しないに関係なく情報収集だけは必ずしておきます。生母さんにも事情があります。情報は収集できるときに収集しておきます。子供に安定した愛着形成とアイデンティティ形成を促すために 生い立ち教育 テリング life story work を行います。この時に生母さんからのメッセージや贈り物も使って肯定的なお話をします。子供が成長して安定した面会ができるようになれば面会してお話に答えてもらいます。

面会について 子どもが幼い乳幼児の時期は養親さんが育児のために疲れ切っています。この時期はあまり会うことができません。会ってもせいぜい数回会えるくらいです。育児がひと段落して子供が安定した小学生から大学生になると面会が本格的に始まります。家族ぐるみでキャンプに行ったり遊園地に遊びに行くこともあります。

交流について 取り決めにはとても幅があります。頻度 媒体 プレゼント メッセージ 変更について 事例ごとにより大きく異なります。子供が幼い間は 養親さんからは子供の写真や動画の送付が主になります。プレゼントやメッセージについては生母さんが子供に贈ることが主になります。子供が幼い間は交流も控えめになります。育児がひと段落して子供が安定した小学生から大学生になると交流が増えるようになります。子供からのメッセージや工作物(似顔絵 折り紙など)が主体になります。それに生母さんがメッセージを返すことになります。

交流についていえば 写真交換はあるのか プレゼント交換はあるのか。コミュニケーションはEメールであるのか 手紙なのか スカイプなのか 電話なのか 直接の面会なのか。交流の頻度は 1回きりなのか 頻繁に交流するのか 多岐にわたります。そして交流の様式と頻度は 時間の経過とともに 生母や養子家族の生活や環境の変化に伴い増えたり減ったり変化してゆきます。交流は支援機関を通さずに直接交流することもできますし 間に支援機関を介在させて間接的に交流することもできます。交流の対象とする家族も養子と養子家族 及び 生父母とその家族の中から任意で選択することができます。

Grotevant HD, McRoy RG. Openness in Adoption: Exploring Family Connections. Thousand Oaks, CA: Sage; 1998.

【 当事者同士での直接面会交流(open adoption)と 支援者を仲介した(あるいは支援者の支援のもとでの)面会交流(semi-open adoption)の具体的な運用の違いについて 】

当事者同士での直接面会交流(open adoption)は支援者が間に介在せず 生母さんと養親(子供)さんが直接面会したり交流するものです。面会交流の様式 頻度 期間 連絡先 すべて当事者間の話し合いで決定します。しかしこれにはデメリットもあります。養育委託した最初の4年は生母さんの会いたいという感情が強く自制が困難です。しかも生母さんは養育を委託しなければならないだけの背景があります。それを何の防壁(支援者という仲介者)もなく直接面会交流するには養親さんにかなりの力量と忍耐と柔軟性と抱擁力が必要です。また生母さん自身にもかなりの自制心が必要です。以上のことから委託後すぐに直接面会交流することはあまりお勧めできません。まずは支援者を仲介した(あるいは支援者の支援のもとでの)面会交流をおこない相手の様子が分かるようになり 子供が成長し安定した面会交流ができるようになったら直接面会交流に変更するほうが安定的な交流になると考えられます。

支援者を仲介した(あるいは支援者の支援のもとでの)面会交流(semi-open adoption)は 生母さんと養親さんの状況により 仲介や支援方法にかなりの幅があります。生母さんが不安定であれば支援者さんが間に入って交流を一時的に調整するようになります。その間に生母さんが不安定になっている原因の対策(グリーフケアやトラウマケア)を行います。ケアに交流が必要であればケアがすすむように交流を促します。生母さんが安定すれば交流も変更されます。最初は支援者さん宛てに送られたものを転送するようになりますが 安定すれば直接送付するようになります。これは状況に応じて自由に変更できます。

【 面会交流は自分たちでルールを決めていい 】

そうは言っても 養親さんには 生母さんとの面会や交流に不安を感じているのではないかなと思います。 子供達との距離の取り方 どのくらいの頻度で面会するのか 面会のルールは プレゼントはありなのか 手紙はありなのか メールはありなのか 電話はありなのか 写真を送れるのか 動画を送れるのか。これらについては生母さんと養親さんの間で 自由に話し合い お互いのお話の中で 相手が何を求め何を期待しているのか お互いのお話の中で見つけて行けばいいのです。生母さんとの面会交流を負担に感じるようであれば一時的にお休みしたり延期したり変更したりすることもできます。もちろんそれを直接生母さんに伝えると角が立ちますので 支援者にあいだに入ってもらい穏やかに伝えてもらうことができます。面会交流するからと言って生母さんとの交流を恐れる必要はありません。何かに定められたスケジュールとか指針があるわけではありません。推奨ルールはありますが ルールは自分たちに合わせて創り変えてもかまいません。自分たちで自由に決めてもいいのです。この面会交流は法律で縛られたものでもありません。同時者間の合意に基づく自由な面会交流です。自由に変更して決めていいものです。

【 母子面会交流しても生母さんが子供を取り返しに来ることはない 】

『 母子面会交流すると 生母さんが子供が恋しくなり取り返しにくるのではないか 』 という不安を養親さんから聞くことがあります。これは生母さんが子供を託すまでの経緯をずっと見てきている産婦人科施設の現場のリアルな言葉として ありえないと断言します。

母親は育てられるものなら家族がどれだけ反対しても独力で育てます。家族が反対したって耳も傾けません。養育委託なんてハナから眼中にありません。子供を手放すなんてありえません。

ところが 自分に養育能力がない 家族全員が反対している 男は逃げた お金もない 住むところもない 仕事もない ミルク代も出せない 明日からどうやって生きてらいいのか分からないという状況に追い込まれての決断です。そして生まれるまで何か月も考え抜いたうえでの決断です。そして母親は子供のことが大好きです。赤ちゃんのことを愛しています。そしてこのままだと子供を育てられないだけでなく子供が餓死してしまう。そのためにはどうしたらいいのかを考え抜いたうえで 赤ちゃんが幸せになるにはどうしたらいいのかを考え抜いたうえで 養子縁組することに決めています。養親さんの家庭で幸せに育てるのであれば わざわざ子供が幸せになっている環境を壊したりはしません。

そして生母さんは養親さんの家庭が裕福であることを肌で感じています。養育委託する生母さんはその日の生活ですら苦しんでいます。子供を養う経済的余力なんてありません。自分の境遇と重ね合わせて 自分のようにならないで済んだ子供の幸せを喜ぶことはあっても わざわざ自分の手で子供が幸せになっている環境を破壊することはありません。そして生母は子供の顔が見れば

幸せなのです。手紙が見れば嬉しいのです。プレゼントが渡せばいいのです。お手紙が読んでもらえればそれでいいのです。一緒に生活したいわけではありません。そもそも子供が養える生活環境ではないことは生母が身をもって一番理解しています。

【 コラム 生母さんの恐怖心 】

生母さんには 『 子供を養子縁組に委託することを承諾して親権を手放してしまったら もう二度と会えなくなるかもしれない 』 という恐怖心があります。そして 『 ひとたび手を放してしまうと それから後は養親さんのことをひたすら信用するしかないの 』 という言葉を口にします。そして 『 ある日突然 もう二度と子どもに面会させてもらえなくなるのかもしれないの 』 と口にします。

しかも生母さんはどうしても心の奥底に不安と劣等感を抱え込んでいます。『 こんなつまらない私のことなんて約束を守る価値すらない あわれな情けない女とおもわれているのではないだろうか 』 『 こんなつまらない私のことなんて無視したっていい。約束なんて守らなくてもいいと思っているに違いない。子供の写真や手紙なんて送らなくてもいい。面会なんかさせなくていいと思われている 』 そして 『 そうなった時はもうどうすることもできない。ただ黙って諦めるしかない 』 という感情があります。これが母親が持つ最も強い不安と恐れの本体です。

【 養育委託に非常に強い不安を持ってしまう 】

母親の中には過去に自分自身がひどい虐待を受けて育ってきた母親がいます。自分には子供を育てるだけ能力が全くない。それは理解している。けれども ここで子供を手放してしまうと子供が かつて自分が受けていたような酷い虐待を受けるのではないかと考えてしまい とても恐ろしくて子供を委託できない母親がいます。過去に酷い虐待を受けた女性は親は子供をいじめるものだ ひどいことするものだ という恐怖心が植え付けられています。そしてそれから子供を守れるのは自分しかいないと信じています。そして世の中にはひどい親しかいないと信じています。苦しめる親しかいないと信じています。今まで自分が苦しめられていたから苦しめる親しかいないと信じています。子供の幸せを願う親がいるということが理解できません。子供の喜ぶ顔が嬉しいという親がいることが理解できません。子供のことが大好き心の底から愛しているという親がいるということが信じられません。彼女はそんな境遇で生きてきたのです。

【 コラム 虐待を受けて育ったある母親の話 】

虐待を受けて育った母親の中には子供が養子縁組されてしまうと委託された家庭で子供が虐待されるのではないかととても不安を感じる母親がいます。このような不安や恐れを持つ母親の多くがかつて自分自身が虐待を受けて育った過去があり 自分の目の届かないところで子供が虐待されるのではないかとこの恐れを持っているからです。しかし子供と面会交流ができる場合 自分の目で赤ちゃんを見ることにより 赤ちゃんは自分のように虐待されていないと確認することができます。子供の笑顔を見ることにより安心するのです。彼女たちに赤ちゃんの幸せな姿を見せてあげてください。それが何よりの癒しになります。

【 養親さんと里親さんの違い 】

特別養子縁組では生母さんの完全に親権が終了します。子供の養育について生母さんに考えがあ

ったとしても最終的な意思決定をするのはあくまで養親さんです。子供の養育についてはすべて養親さんに最終決定権があります。生母さんはあくまで養親さんの次に影響を与えうる(子供に縁のある第二の母)という位置付けです。生母さんは共同養育者ではありません。生母さんの意向に関係なく養親さんは自分の意向に基づいて意思決定することができます。

これをなぜ強調するのかと言うと 養親さんが一番に感じる不安は生母さんの意向を汲まないといけないのではないかと 意向に逆らうと子供を取り返されるのではないかとという不安です。里親さんは養親さんとは異なり子供の親権がありません。里親さんが何をするにしても生母さんの意向を確認する必要があります。親権者はあくまで生母さんです。たとえ実際に育てていなくても里親さんが自分の意思で養育について決めることはできません。理不尽なことがあっても従わないとならないこともあります。そのため里親さんの中には生母さんと感情的に折り合わない方や面会交流に否定的な方もおられます。ところが特別養子縁組では生母さんの親権が完全に終了しており 生母さんの意向に左右されることはありません。

養親の養子縁組についての姿勢と価値観が 生父母家族との交流を形成するようになります。養子縁組後4~12年目の時点では 養親の不安は生母が自分の子供を取り返しに来るのではないかとという恐れです。特に生母との交流のない養親ほど 実際の経験に基づかない否定的な妄想に憑りつかれていました。

Grotevant HD, McRoy RG. *Openness in Adoption: Exploring Family Connections*. Thousand Oaks, CA: Sage; 1998.

open adoptionによって養子縁組された養親は自分たちの受けた養子縁組プロセスについて満足していると報告しています。

Adoptive family system dynamics: variations by level of openness in the adoption.

Grotevant HD, McRoy RG, Elde CL, Fravel DL

Fam Process. 1994 Jun; 33(2):125-46.

open adoptionにより 生母に関する情報が得られることは 養親に好意的な影響を与えました

Hollenstein T, Leve LD, Scaramella L, Milfort R, Neiderhiser JM. *Openness in adoption, knowledge of birthparent information, and adoptive family adjustment. Adoption Quarterly. 2003;7:43-52.*

カリフォルニア州で行われた1396人の養親調査において 養子縁組の開放度が養子縁組が成立する初期の計画と一致するときに 養子縁組に対する高い水準の満足度が得られたと報告しています

Adoptive parents' perceptions of, and comfort with, open adoption.

Berry M

Child Welfare. 1993 May-Jun; 72(3):231-53.

【 途中から母子面会交流を始めてもいい 】

養子縁組した当初は面会交流をしない予定でいたけれども 途中から面会交流することに変更

してもかまいません。生母さんは心の傷が癒えてくると子供と会いたくなることがあります。ふとした瞬間 物悲しくなったり 寂しくなったり あの子はどうしているのだろう 子守歌を歌ってもらっているだろうか お腹が空いていないだろうか 風邪をひいていないだろうか 夜泣きをしていないだろうか いい子にしているだろうか 思い出すようになります。

生母さんは子供と生活したいのではありません。写真を見たり 手紙を見たり 動画が見れたり 声が聞けたらいいのです。ずっと暮らしたいわけではありません。たまにちょっとだけ抱っこしたり お散歩したり お話ししたり お遊びしたりできればいいのです。それだけでいいのです。

【 母子面会交流させないということは 】

こどもは『 私の胸にはぽっかりと穴が開いている 大きな大きな埋まらない穴なんだ。その穴を埋めるための欠片を探している。その欠片が生母さんなんだ 』という言葉をお口にすることがあります。そして根源的な問いかけである『 私は何者なのか 何のためにここにいるのか 私はどこからきて そしてどこに行くのか 』という質問をするようになります。これは子供が自分のアイデンティティそのものに疑問を持ち始めてしまったための質問です。なぜなら生母さんと分離されることによりアイデンティティそのものがぽっかり欠損しているのです。大穴が開いているのです。そしてその穴が埋められないでいると つまり生母さんと会うことができないでいると 徐々に養子のアイデンティティが変容し『 私には言えない秘密があるんだ やっぱり私は捨てられたんだ 私は要らない子供だったんだ 』 『 ここは私の居場所ではない 』 という言葉とともに ADHD に類似した精神発達障害を引き起こしたり 問題行動に繋がってゆきます。

養子縁組後 12～20 年目において 養母の養子縁組についてのコミュニケーションの開放性とおおらかさが 青少年期から成人初期においての養子の情報収集の進行具合と関連していることが分かりました。

The Role of Adoption Communicative Openness in Information Seeking Among Adoptees From Adolescence to Emerging Adulthood.

Skinner-Drawz BA, Wrobel GM, Grotevant HD, Von Korff L

J Fam Commun. 2011 Jul 1; 11(3):181-197.

生父母家族と連絡を取った養親のほうが 連絡を取らなかった養親よりも養子縁組に関する連絡の取り決めについて満足していました。養子縁組に関する連絡の取り決めについて十分に満足した養子家族では 青年期から成人初期の間におこる問題行動が少なくなるという傾向がありました。養親のコミュニケーション能力や養子縁組について取り組む姿勢や価値観は養子に精神的な安定性をもたらしていました。

Post-adoption contact, adoption communicative openness, and satisfaction with contact as predictors of externalizing behavior in adolescence and emerging adulthood.

Grotevant HD, Rueter M, Von Korff L, Gonzalez C

J Child Psychol Psychiatry. 2011 May; 52(5):529-36.

【 これから養親さんとなるご夫婦へ 】

私は産婦人科医師として生母さんの委託に至るまでの状況をつぶさにみてきました。生母さんは

子供のことが大好きです。子供のことを愛しています。そのうえで自分が養育してしまうと子供を苦しませてしまうからと自らの意思で涙を断ち切って委託します。私は生母さんが目を赤く腫らして子供の幸せをお願いしますといった言葉が忘れられません。何としてでも母親の涙に報いたいと思っています。

その私にとって養親さんは母親の涙の結晶である子供を愛し慈しんでくれる大切なパートナーです。そして母親からの宝物(子供)と共に喜びを分かちあい楽しみを分かちあってくれる大切な仲間(朋友)です。母親の涙を共に分かち合い涙の結晶である宝物(子供)を育ててくれる大事な友(戦友)です。私の大事な朋友や戦友が成長するのに援助(勉強会)は惜しみません。子供を慈しんでくれる大事な仲間としてガンガン成長してほしいと心から願っています。

そして子供はいつの日か必ず ROOTS 探しをします。ところが現状ではルーツ探しには大変な困難が伴います。ルーツ探しについてはほとんど周知されていません。有効な方法もまだ知られていません。費用負担もばかになりません。感情疲労もばかになりません。費やされる労力もバカになりません。しかもこれだけ苦勞しても満足の得られる結果が手に入るわけではありません。全くの徒勞に終わることがあるのです。私はむしろ初めから母子面会交流をすることがルーツ探しをしないで済む最善の方法だと考えています。

そのためこれからの養親さんは母子面会交流に同意してくれる養親さんを選びたいと考えています。絶対に面会交流をしないと言うご夫婦は養親候補として向いていないと考えています。なぜなら面会交流ができないということはルーツ探しができないということです。ルーツ探しができないということは生い立ちの話もできないということです。生い立ちの話ができないということは養子であることを生涯隠し通すということです。私は母親の涙に答えることができません。養親さんとしては向いていないと考えています。